

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第1条 熊本市税条例(昭和25年告示第89号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 熊本市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第25条(見出しを含む。)中「異議申立」を「審査請求」に改める。

(熊本市オンブズマン条例の一部改正)

第3条 熊本市オンブズマン条例(平成23年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第3号中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた行政庁の処分又は同日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(提出理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、関係条例の規定の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。